

公益社団法人 日本介護福祉士会
一般社団法人

山形県介護福祉士会広報

第45号 2025.3.27
発行

山形県介護福祉士会広報委員会
事務局
山形県総合社会福祉センター内

【お知らせ】

令和7年度 一般社団法人 山形県介護福祉士会
第13回通常総会 令和7年 5月17日(土) 14時～
山形国際交流プラザ 4階 研修室
研修会 15:00～16:30 (テーマ:介護職のためのリスクマネジメント)

※出欠はハガキにて必ずご投函下さい



【令和7年度研修会実施予定】詳しくはホームページでご確認ください

- 1.介護福祉士実習指導者講習 7月～4回
- 2.介護福祉士基本研修 7月～4回
- 3.ファーストステップ研修 6月～15回
- 5.実務者研修教員講習 10月～8回
- 6.各支部研修



※技能実習指導者講習及び外国人介護人材のための「介護福祉士国家資格取得支援講座」につきましては、現段階では実施が決定しておりません。なお、各研修は募集人員が定数にならない場合は実施できないことがありますので、ご承知おきください。

※研修の詳細はホームページまたは事務局にお問い合わせください

寄稿リレー

「今、介護福祉士に期待すること」

山形県介護支援専門員協会
高橋則好氏

介護保険法が施行され四半世紀が過ぎました。色々なサービスが使えるようになり利用者がより快適な暮らしができるようにケアプランを作成することが我々介護支援専門員の仕事であります。施設や居宅での利用が有りますが本当に多くのサービスが受けられるようになってきました。介護保険のサービスを提供する上で重要な役割を果たしているのが介護福祉士の皆様であると思います。介護・福祉に関する専門的な能力と経験を持っていることを照明する国家資格で、身体介護としては食事や入浴、車椅子での移動補助、生活動作の介助をしています。相談・助言としては利用者やその家族からの介護の相談に対しアドバイスをしています。生活支援としては生活に関わる家事や身の回りのお世話をしています。介護の専門知識や技術もありますので、利用者の家族や介護現場で働くヘルパーさんなどに指導・助言もできると思います。介護保険の現場ではなくてはならない存在であると思います。

現在介護支援専門員の試験を受ける基礎資格としては介護福祉士の資格の人の割合が多くなってきています。介護支援専門員はケアプラン作成にはなくてはならない資格ですので介護保険を継続していく上で介護福祉士の皆様に介護支援専門員の資格をどんどん取って頂き利用者さんの今後の生活をより快適に過ごせるようにして頂きたいと思っております。

連載

高齢者の意思決定

高齢者施設入所者の遺言書は有効でしょうか？

佐藤 友彦

「高齢者施設に入所している方は遺言書を遺せるのでしょうか？」答えはイエスともノーとも言えません。

民法上の話であれば、意思能力があれば遺言をのこせます。民法では未成年者の場合、15歳以上であれば遺言書をのこせるとされています。15歳以上であれば生活環境・財産等を判断できるだろうということです。では、高齢者はどうでしょう。超高齢、病気になり、軽度認知症であっても意思能力に問題ない方はあります。そういった方は遺言書を当然に残すことができるといえます。しかし、いざその方が亡くなった後に、相続人の一人から「施設に入っていて高齢で遺言書なんか理解できていたはずはない」と主張された場合に、当時本人が意思能力が正常であったと証明できるでしょうか？要介護認定調査の主治医の意見書を確認しますか？そんなに認知症はないと思っていても「Ⅲa」とチェックされていて逆風になることもありそうですね。成年後見制度の「後見」の審判を受けていれば事実上遺言書は作成できず、のこしても無効になりますが（例外もあり）、ほとんどはそんな審判を受けていません。改めて高齢者の遺言書についてどう考えるか。私は本人にその意思があれば、よほど重度の認知症でない限り遺せるよう支援するのが良いと考えます。本来遺言書とはそういうものだと思います。もし事前に相続人同士で争いが起こりそうだと感じる場合には、公証役場の公証人の立会いで作成する「遺言公正証書」というのこし方があります。公証人は出張で病院や施設へ来てもらうこともできますが、それなりに費用がかかります。以前私が手配し、公証人に施設へ来てもらった際の手数料は9万数千円、それに司法書士の報酬と実費あわせて6万数千円を含め計16万円程度かかりました。費用としては高いかもしれませんが、その費用は遺言者本人から頂いております。つまり、その方が亡くなった際の預金残高が16万円少なくなるということです。預金残高が底をつきそうな方や、本人の年金を自分の生活費のあてにしている方には進められませんが、残高が100万円以上ある方の場合、決して高くはないと思います。また、遺言公正証書があれば亡くなった後の相続手続きが格段に楽になりますし（特に預金口座の解約と不動産の名義変更）、手続を司法書士等へ依頼した場合の費用も2～3万円少なくて済むこともあります。

終活というワードがトレンドになるほど遺言書自体が特別なものではないという意識が広まっていると感じます。もし、親御さんやご自身が遺したいと考えているのであれば、信頼できるインターネットサイトや発行元が信頼できる一般図書等で調べていただくことをお勧めします。



会員交流のひろば

「介護学習にて思う」

先日、ある小学校に介護の仕事についての講話にいった際の出来事です。

校長先生が教室に車椅子で入って行きました。そこで目にした光景が忘れられない出来事となりました。賑わっていた生徒達が、車椅子の先生が通り易いように自ら考え、机と机の間を通り易いように行動を起こしました。車椅子に乗っている人が珍しいからだけではなく、「そこに困っている人が居ることを感じ、自分は何が出来るかを考え行動した」ということ。これは当たり前前の行動かも知れません。

私たちは忙しい日常を送る事が多いと思います。「当たり前を疑う」。先生からは自然と「ありがとう」という言葉が発せられました。その言葉に生徒達はちょっとはにかみ恥ずかしそうな表情でした。人と人が支え合うのは、難しい事ではないのかもしれない。教えられたのは私の方であったと・・・。

(安達 秀則)

11月11日は「介護の日」

『こんにちは！山形県介護福祉士会です！』令和6年11月10日、介護の日のイベントを行いました。山形駅コンコースで、のぼり旗も新調し、名入りウエットティッシュを配りながら県民のみなさまに介護福祉士会のPRを行いました。ご年配の方、学生さん、お子様連れの方にも受け取って頂きました。『介護？私の事ね』と笑顔で受け取って下さる方もいました。



【編集後記】岩手県大船渡市の山林火災で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、消火活動にご尽力された皆様もお疲れ様でした。これから気候が良くなり、入山の際はくれぐれも火の取り扱いには注意しましょう。(N・A)